

健康福祉局総合計画策定推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、健康福祉局にかかわる総合計画（以下「局総合計画」という。）の企画、立案及び調整を行うため、健康福祉局総合計画策定推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 局総合計画に係る企画及び立案に関すること
- (2) 局総合計画の進行管理に関すること
- (3) 局総合計画に基づく施策の調整に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 局推進本部の本部長は、局長をもって充てる。
- 3 局推進本部の副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。
- 5 本部長に事故あるとき、または欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 6 本部長は、必要と認める場合は、局推進本部に関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 局推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

(部会等)

第5条 局推進本部は、必要に応じ部会等を置くことができる。

(庶務)

第6条 局推進本部の庶務は総務部企画課において処理し、議案に関する情報等の整理、収集を行うものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関する事項その他必要な事項については、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

生活保護・自立支援室長
地域包括ケア推進室長
長寿社会部長
障害保健福祉部長
保健医療政策部長
医療保険部長
総合リハビリテーション推進センター所長
健康安全研究所長
市立看護大学事務局長
総務部庶務課長
総務部企画課長